

移築・移設された遺跡由来の遺構および石造物について

内田 和伸（奈良文化財研究所）

ここでは本書に寄せられた報告の概要を紹介しながら移築・移設された遺跡由来の遺構および石造物について考えてみたい。

1. 近世城郭建築遺構の移築

近世城跡から移築された城郭建築遺構

明治維新を迎えた近世城郭（陣屋・要害を含む）は333ヶ所を数え、近代的な軍事施設や行政施設、神社、公園などへ機能転換が図られ、不要になった城郭建築遺構は移築されることとなった。現在それらが保存されている敷地により、I 公共団体・法人の所有または管理する敷地、II 社寺等の宗教法人の所有または管理する敷地、III 民有地、に大別できる。

Iには現在69件を確認することができた。その半数以上が複数回の移築を経ており、本来位置でなくとも元の城跡の史跡指定地や公園区域内で保存され



図1 水戸城本丸跡 茨城県立水戸第一高等学校
(2023年2月15日撮影)

るものは少なくない。発掘調査によって地下遺構を確認し、本来位置に戻るまでは安定的とは言えない。元の城跡に適所がない場合などは城下の下屋敷などに移築保存されているものもある。一方で、陣屋が小学校等として転用される中で遺構も転用されながら遺存したものもあり、学校のシンボルにもなって（図1）、多様な継承の在り方が注目される。

IIには現在164件を確認することができた。そのうちの3/4が門の遺構で、門として利用されている。また、29件は藩主からの寄贈であり、社寺の旧藩との関係性やそれをベースにした保存意識が高いことが指摘できた。近代以降の移築遺構の履歴や所有者の保存意識にも配慮した保存や活用の在り方が必要と言える。

史跡福岡城跡

福岡城跡では三の丸の汐（塩）見櫓と花見櫓が明治41年（1908）頃に旧福岡藩主黒田家の菩提寺崇福寺へ移築され、仏殿と拝殿とし、連結して用いた。その時点では櫓の名称の認識に誤りはなかったが、花見と月見の親和性の高さからか、いつしか汐見櫓は月見櫓と誤解され、昭和30年（1955）に福岡県指定文化財になるときには「崇福寺仏殿（旧福岡城月見櫓・花見櫓）」となった。福岡市が平成2年（1990）に崇福寺からこれらを買い取り、移築・復元を目指して翌年に解体したところ、仏殿が汐見櫓であることが棟札から判明し、以後部材は保管してきた。汐見櫓跡では汐見櫓を復元すべく、発掘調査が行われ、令和2～3年度に石垣復元が進められた。

大正6年（1917）に福岡城跡を管理する陸軍省へ

本丸櫓（本丸表御門）・月見櫓・祈念櫓の払下げ申請が千代町長名でなされた。表御門は大正7年（1918）に崇福寺の山門として移築され、昭和30年には福岡県指定文化財となる。月見櫓も崇福寺に引き渡されたことになっており、上記の混乱に拍車をかけたが、移築先は不明である。祈念櫓は崇福寺末寺である北九州市所在、大正6年創建の大正寺の通玄閣（觀音堂）として移築され、昭和32年に旧福岡城祈念櫓として福岡県指定文化財となり、昭和59年（1984）に祈念櫓跡に再移築されているが、規模は小さくなり意匠も改変されている。

一方、大正5年に海辺の黒田別邸へ移築されていた裏御門と櫓が戦災を免れていた。海辺で潮見櫓と通称されていた櫓は保存状態は良くなかったが、昭和24年（1949）に福岡城潮見櫓として福岡県指定文化財となった。潮見櫓跡は当時、米軍の駐車場で再移築できず、その東の下之橋御門脇に昭和31年（1956）に伝潮見櫓として移築されており、本来は本丸の古時打櫓と考えられている。

福岡城跡では近代の移築の契機としては、黒田如水（-1604）やその嫡男（-1623）長政の三百年祭で黒田家を顕彰する動きが関係したと考えられている。

特別史跡名古屋城跡

名古屋城でも本来位置への再移築の計画が進んでいる。名古屋城二之丸庭園は二之丸の北部に位置し、初代藩主徳川義直が家康への感謝を示すために造営したもので、築城の際の余った石を用いて中庭の一部に浦島伝説のある、木曽の寝覚めの床を写した。明治6年（1873）に陸軍省所管となり、二之丸御殿が撤去され、茶室の余芳と風信は民間に売却されて現存し、ここではその内の余芳について述べる。余芳は文政6-10年頃に10第藩主齊朝による庭園の改造で設けられた茶席の一つと考えられている。豪壮な石組や築山を眺められるように池の護岸へ下る斜面脇に位置した。四畳半の中に二畳の上段を設け、上段に床の間と付書院を設けた。余芳そのものは明治4年（1871）に売却され、その所有者が『尾張名所図会』に亀尾清水と記される名跡で、尾張藩家老

竹腰山城守の屋敷跡に設けた別業に余芳亭として明治25年（1892）に移築した。そこでは傾斜地に懸造りで、180度回転させ、上段をなくして建てられた。昭和14年（1939）には園地を縦断する都市計画道路の開通に際し、敷地内で再移築され、懸造りではなくなった。昭和48年（1963）に名古屋市指定文化財となった。平成23年（2011）に名古屋市に寄贈され、以後部材を保管してきた。

昭和28年（1953）に名古屋城二之丸庭園は残存状況の良いところが名勝指定を受け、平成25年（2013）に名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画に従って、二之丸御殿跡も含めて追加指定された。

令和5年度に本来位置へ再建する余芳は特別史跡名古屋城の未告示区域内にある。発掘調査ではその礎石や手水組の一部と考えられる遺構が検出され、位置も確定し、近世・近代の遺構の保護を図ったうえで盛土上に再建される。建造物の部材調査では床組や柱、梁、桁などで当初材も確認され、再建に用いられることとなり、屋根の寸法は古写真分析での算出を活かす。令和4年に策定された整備計画の基本方針が、「尾張の庭園文化を象徴する二之丸庭園を現代に再生し、継承していく」とされるように、上段も再現されることとなり、当時の庭園文化の追体験が可能になる。ただし、総合討議では、文化財としての指定理由が移築後の変容に価値を認めるような文言になっており、本来位置への再移築の時に本来の形態に復元できなくなることが懸念され、本来位置に戻される可能性など将来を見据えた価値評価が必要であることが指摘された。

史跡若松城跡

戊辰戦争で降伏した会津藩では、藩主は東京で幽閉謹慎させられ、多くの藩士とその家族は斗南（青森県むつ市）へ移ったため、城郭建物の移築等に関わるのは商人であったことが特徴である。

本丸の茶室麟閣は千利休自刃後に子の少庵が蒲生氏郷に預けられ、小庵が氏郷の意を受けて造った露地で鎖の間の付く茶室と伝えられる。薬種商で茶人の森川善兵衛（宗久）が明治2年（1869）に買い取

り、自邸へ移築しようとしたが、材の腐朽が激しく、松の床柱のみを活かして寸分違わぬようにして明治5年（1872）に再建したという。個人所有であることから保存が懸念され、会津若松市では元の場所の発掘調査を進め、鎖の間の礎石も検出されたことから遺構に50cm盛り土して元の位置に復元した。このため小書院へ上がる階段石は最上段のみが地上に露出する形となった。また、露地の立ち手水は抜いて盛土上で据えなおすことなく、足元を埋めて蹲踞に転用された。これについては総合討議で本来的な意味を変容させたとの解釈や、検出遺構に盛土した上に再移築をする整備手法が問題を生じさせることができた。

本丸御殿の内玄関と、本丸庭園内で花見などに用いた数寄屋造りの御三階は明治2年に有力商人相田次兵衛が買い取り、城下の阿弥陀寺に焼失した本堂の代わりとして移築されたと伝えられ、内玄関が御三階の入り口として取り付けられている。阿弥陀寺は江戸時代には藩主松平家とは深い関係はなく、戊辰戦争で戦死した藩士の埋葬場所が当初は罪人塚であり、藩関係者が寺への改葬を強く望んだことから、近くの阿弥陀寺に戦没者1300名に遺骸が改葬された。その後の明治6年（1873）には戦後初めて七回忌供養のために旧藩主松平容保も御三階を訪れるなど、旧藩士にとって重要な寺となった。昭和37年（1962）に本堂が建てられたことから、敷地内で曳家され、90度回転させて、玄関も付け替えられた。中二階も設け、窓の半分が壁となり、本堂と廊下で接続するなどの改造が施された。構造上の問題もあり、文化財的な活用はされていない。本丸への再移築が検討されたが、地域のシンボル的な存在になっていることなどから、本丸では新たに再建することとなった。移築遺構は現位置で保存することとなったが、将来的に所有者が保管管理できなくなった場合はその取扱いが課題となる。

以上のように各城跡では近代になって移築されていた城郭建築遺構が本来位置に戻されてきて、嘗ての建築文化を追体験可能な状況になっているものも

ある。一方、戊辰戦争後、士族のいなくなつた会津若松のように商人が移築に関わった社会情勢や移築されたこと自体が地域の歴史的・文化的な様相を示すことがあったり、移築先においても城郭の門が旧藩主家の菩提寺の山門として転用されていることや、地域で親しまれていることで残されているものもあつたりするなど、移築先で移築遺構を巡る文化的な様相も興味深いものがある。移築は単なる古材の転用ではなく、由緒を伴い、移築先で元の城跡との関係を語るツールとなることができるのである。

2. 移築先と元の場所の史跡指定

記念物としての史跡の保護では、移築された建造物のある土地と共に元の跡地が史跡として指定されているものもある。

本居宣長旧宅・同宅跡

「古事記伝」などの著述で有名な国学者本居宣長の旧宅は、もともと宣長の祖父が元禄4年（1691）に現在の松阪市職人町に建築した隠居屋敷を享保11年（1726）に魚町へ移築したもので、12歳から亡くなる72歳までの住居である。明治26年（1893）の松阪大火では難を逃れたが、宣長顕彰の動きの活発化に伴って、建物保存のため周囲を公園化する案もあったが、明治34年（1901）頃松阪公園への移築が決定し、顕彰会の鈴屋遺蹟保存会が募金を開始し、松坂城跡隠居丸へ移築復原された。大正11年（1922）、本居宣長旧宅・同宅跡は国指定史跡になり、移築された建物の敷地だけでなく、元の場所も史跡となり、昭和28年（1953）には特別史跡になっている。

一方、移築先の松坂城跡自体は蒲生氏郷によって築造された平山城で、平成23年（2011）に史跡に指定されている。そこでは、旧宅を活かすために松阪公園の一施設である博物館として本居宣長記念館が昭和45年（1970）に設けられ、旧宅のガイダンスとしての機能を果たしており、明治期の移築の際に近接して建てられた事務所や門などは平成19年（2007）に登録文化財となっている。このように移築に伴って移築遺構を活かす文化施設の集積になっている状

況で、本居宣長旧宅は城内に残すのが良いという市民の意見もあるという。

それでも平成28年（2016）の『史跡松坂城跡整備基本計画』では「将来条件が整えば、適地に移築することを検討する。」とし、翌年の「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画では「本居宣長旧宅を移築する場合の場所は本居宣長旧宅跡とする必要がある」と明記された。旧宅跡の斜向かいには重要文化財旧長谷川家住宅など近世町屋が建ち並び、この一画は観光スポットになっている。貴重な文化財をどのように保存し活用していくかは、松阪市の文化政策とも関わるため興味深く今後の展開を注視していきたい。

石清水八幡宮境内

石清水八幡宮は貞觀元年（859）に大安寺の僧行教が宇佐神宮から勧請し、平安京の南南西の男山山上に鎮座した神社である。江戸時代には男山四十八坊と呼ばれる塔頭や宿坊が山腹の参道に連なった。社僧松花堂昭乗は江戸時代初期を代表する文化人の一人で、書家・画家・茶人として親しまれた。没後も昭乗がいたことのある瀧本坊で遺品を並べて茶会が開かれたが、ここが火災で焼失すると、隠居所であった泉坊の松花堂に場所を移し露地や待合などが整備された。当時の様子は『都林泉名勝図会』に描かれ、『八幡泉坊松花堂真図』には露地の石の配置まで克明に描かれた。廢仏毀釈後も昭乗ゆかりの泉坊書院と松花堂は解体されて保存され、所有者が明治31年（1898）に男山の南に移して、古図を参考にして露地の復元に努めたという。この移築場所が東車塚古墳であることから昭和8年（1933）に京都府知事から「旧松花堂並庭園」の名称で史蹟および名勝の仮指定がなされる。昭和32年（1957）には松花堂を含む一角と、旧泉坊と松花堂の跡地が共に「松花堂およびその跡」として史跡に指定された。建造物遺構の移築先の土地と元の建物跡の遺跡の土地が史跡指定されたのである。

松花堂跡地の方は昭和57・58年の発掘調査で庭石が検出されて、『八幡泉坊松花堂真図』に描かれた

石が特定されたものもある。昭和59年（1984）には残存状況の良かった雪隠や手水の敷石を露出展示し、建物跡を平面表示した整備が実施された。

なお、平成24年（2012）には泉坊跡地を含む男山が「石清水八幡宮境内」として史跡指定された。

3. 移築・移設先の庭園

移築・移設先が庭園あるいは庭園を伴うところである移築建造物・移設石造物についてみてみよう。

名勝三溪園

三溪園は横浜の豪商で数寄者の原富太郎（三溪）が横浜市本牧三之谷の変化に富んだ地形を活かして造営した庭園である。明治35年（1902）から旧天瑞寺寿塔覆堂を皮切りに、室町時代から江戸時代の歴史的建造物10棟が園内に移築されており、すべて重要文化財の指定がなされている。これらの建造物は特色ある地形に巧みに配置され、周囲と良く馴染ませた自然主義風景式庭園であることが特徴である。なお、移設されたと見られる伝東大寺礎石など石造物6点が知られているが、遺材を加工せずにそのまま適所に配置されている。庭園は平成19年（2007）に国の名勝に指定されている。

奈良市内の近代庭園

奈良の古社寺からは高橋箇庵や藤田伝三郎ら全国的に有名な近代数寄者による伽藍石の搬出が少なくなかったが、東大寺旧境内の塔頭や旧境内に隣接した依水園（名勝）では僧侶や地元の数寄者が東大寺の礎石を多用したのをはじめ、副知事公舎や町屋の茶室でも伽藍石の利用が確認できる。建物では古建築の移築や、法隆寺の古材の利用も認められた。また、中には大阪の銀行家の別邸庭園と料亭の二か所で朝鮮灯籠が確認された。元々は朝鮮王朝時代などの貴人の墓に用いられていたもので遺跡由来の石造物になるものである。外国の遺跡由来の遺物については問題・課題も多く、別の機会に述べたいと思う。

森蘊の作庭

もりおさむ
森蘊は日本庭園史の研究者で、奈良国立文化財研究所創設時の建造物研究室長を務め、歴史的な庭園

の修理事業にも関わりながら、自ら作庭も行った人物である。森蘊が関わった、歴史的な建造物の移築に伴ってその周辺を作庭した事例が昭和32年（1957）の東大寺龍藏院から昭和60年（1985）の法華寺東室庭園まで7件と、庭園そのものの移築の事例が昭和41年（1966）の唐招提寺三曉庵茶室露地と昭和44年（1969）の同寺東室庭園の2件知られている。

建造物の移築先では、その場所に相応しく用途に合った庭が多く造られた。また、庭園の移築では、京都の妙蓮寺玉龍院庭園から平庭に配置された景石だけを選択した上で、ほぼ同形の敷地ではあるが傾斜地の、奈良の唐招提寺東室庭園に移設したもので、平面的な配置を再現したもので、新たな森の作品と言えるものでもあった。文化財として指定されるかはともかく一定の年月を経て評価される時期にはなってきている。

松花堂および書院庭園

松花堂は昭和58年（1983）には東車塚古墳へ移築され墳丘を築山と見立てた地で京都府指定文化財となり、同敷地へ移築された旧泉坊の書院と玄関も京都府登録文化財となった。なお、移築先での移築遺構に隣接して、平成14年（2002）には八幡市立松花堂庭園・美術館が設けられ、移築遺構を活かす文化施設が集積されてきているのである。そして、移築された建造物群をその地で活かすための明治時代後期の作庭が芸術上・観賞上の文化的価値を認められ、平成26年（2014）には名勝「松花堂および書院庭園」として指定されたのである。移築・移設されている遺構・遺物をその地で活かす庭園の試みが指定の対象になったのである。なお、今のところ、松花堂を元の位置に戻す計画はない。

4. まとめ

以上のように遺跡由来の移築・移設された遺構および石造物は本来の場所、そこが史跡や名勝に指定されているならその本質的価値の構成要素である場合があり、そのために、名古屋城跡や福岡城跡等のように本来位置に戻して本来的な価値を体現させ

ることが多く行われてきた。史跡整備事業である。一方、会津藩の若松城本丸御三階のように移築されたこと自体がその地域の特異な歴史的・文化的意義を持つものもある。モノとしての文化「財」に拘り、わかりやすい復元展示を目指し過ぎるとモノの背景にあるコトとしての意義を失いかねない危険性もあるため、活用の上ではモノの履歴やそれを巡る社会情勢などの深い理解と同時にそれを伝える適切なインターパリテーションが必要になる。どのような文脈で移築遺構・移設石造物を活かすかは、史跡整備の問題だけではなく、地元自治体の文化戦略に懸っているのである。今後、各地の移築遺構・移設石造物がどこでどのように活かしていくかは楽しみである。

移築遺構の周辺が作庭されたり、遺跡から移設された石造物が庭園へ移築され、その重要な構成要



図2 太閤園の東大寺礎石（2021年6月7日撮影）



図3 江之浦測候所の東大寺礎石
(北から) (2023年2月11日撮影)

素となっているものもある。三渓園のように遺構遺物を集めた庭園も一定の時間を経て文化財（名勝）としての価値を認められるようになったものもある。松花堂の場合は、男山の山腹から麓へ移築され、その建物周りで庭園の復原的整備がなされ、それが近代庭園としての価値を帯びて名勝指定されたのである。さらに、建造物移築に伴う森蘿の作庭も文化財として評価される時期になってきている。史跡・名勝など記念物の保存方法は整っているのである。

そもそも奈良では、平城宮東区朝集堂を天平宝字4年（760）頃、唐招提寺講堂に移築しており、特別史跡平城宮跡、史跡唐招提寺旧境内のどちらの史跡にとっても本質的価値の構成要素になるが、元の位置に戻すという話にはならない。また、史跡春日大社境内の本殿ではそれを建て替える際、旧本殿を近隣の神社に移築する「春日移し」という習慣があり、奈良県内だけでなく、近県にも移築遺構が見られる。さらに、飛鳥時代の宮廷苑池「史跡・名勝飛鳥京跡苑池」で明治期に出土した石造物は京都南禅寺旧境内の近代数寄者野村徳七別邸碧雲莊庭園の導水施設として庭師小川治兵衛によって据えられていて、現在進んでいる飛鳥京跡苑池の整備で戻すという話も聞かない。必要なら苑池でレプリカを造り復元するのだろう。明治中頃、若草伽藍心礎が法隆寺近くの北畠治房邸、久原房之助邸を経て野村徳七の所有となり、法隆寺再建非再建論争の中で野村が旧



図4 東大寺の礎石と明月門（東から）
(2023年2月11日撮影)

地へ返還したのは例外的事例と言える。これらは記念物、特に史跡の文化財保存の文脈の中にあると言えようか。

ところで、歴史的建造物の移築、石造物の移設は近代数寄者による近代庭園だけに留まらず、現代も続いている。東大寺の巨大な礎石は大阪を代表する近代数寄者藤田伝三郎の網島御殿、藤田觀光による老舗宴会場太閤園（図2）を経て、令和3年（2021）に芸術家杉本博司の作品を展示する小田原の江之浦測候所と称する文化施設の中へ移設されたのである（図3）。

東から南へ海が開け、西には明月門がある（図4）。明月門は元々鎌倉にある臨濟宗建長寺派の明月院の正門として建てられ、関東大震災で半壊したのを数寄者仰木魯堂が解体保存し、馬越恭平を経て、やがて青山の根津嘉一郎の手に渡り、根津美術館の正門として使用された。そこで建て替えの折に小田原文化財団に寄贈され、江之浦測候所の正門として移築されたものである。これらは美術品の文脈の中にあると言えようか。

遺跡由来の遺構・石造物の移築・移設は遺跡の由緒を語り、所有者との関係性を誇示し、時には著名な所有者たちを来歴に加えて箔をつけ、エイジングによる美によって歴史的風致を創出させることができるツールである。その移築・移設自体が歴史文化とも言えるのである。ただし、ここでは舶來のものについては除外して考えておく。

史跡整備で元の城跡に移築されていた城門などを戻すのも良い。あるいは移築先の社寺での保存を見守るのも良い。いずれにしても当該自治体には移築遺構・石造物をどこでどのように活かすかの文化戦略が必要である。そこでは史跡整備という目的のみに拘泥することなく、遺構・遺物そのものの保存のための環境や、移築・移設という実態が語る歴史や社会背景等をどのように理解して、どのように伝えていくのが良いのかをそのものに促して考えていく必要がある。引き続き関連する事例を注視していくたい。